

中央市税事務所複写サービス業務 仕様書

札幌市（以下「委託者」という。）と複写サービス提供者（以下「受託者」という。）とで契約を締結する複写機による複写サービスの仕様について、次のとおり定める。

（複写サービス契約の趣旨）

- この複写サービス契約は、受託者が複写サービスによる複写品を提供するに際し、委託者に適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、また複写サービスに必要な消耗品（用紙及び販売消耗品は除く。）を円滑に供給することにより、委託者がこれに対して複写サービス料金を支払うものとする。

（設置台数及び設置場所）

- 設置台数及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 設置台数

4台

- (2) 設置場所

札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館4階

札幌市中央市税事務所

設置場所	機種（毎分）数	台数	年間使用予定枚数
納税課	65枚機以上	1台	160,000枚
市民税課	50枚機以上	1台	170,000枚
諸税課	50枚機以上	1台	90,000枚
固定資産税課	50枚機以上	1台	180,000枚
計			600,000枚

（契約期間）

- 契約期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- 単年度契約とし、自動更新は行わないものとする。

（設置機種）

- 各機種の複写速度は、上記2(2)の通りでありA4横(短辺送り)の速度である。
- 複写方式は、乾式レーザー静電転写方式であること。
- 型式は、コンソールタイプ（据え置き型）であること。
- 25%から400%の拡大、縮小機能を確保していること。
- 複写機は、令和3年4月1日に正常に稼動できるように設置しなければならない。また、契約期間終了後は、速やかに撤去しなければならない。

- 10 設置する複写機は、必ずしも「工場出荷品（新品）」であることを要しない。
- 11 設置する複写機については、受託者の費用で動産総合保険に加入するものとする。
- 12 設置する複写機は、環境への負担の少ないグリーン購入法適合及び国際エネルギースタープログラム基準適合製品であること。
- 13 原稿が同時に 100 枚以上セットできる自動両面原稿送り装置を装備していること。
- 14 自動両面複写機能を装備すること。
- 15 20 部数以上の丁合い機能及びソート機能を有していること。
- 16 上記の年間使用枚数で、月間の複写枚数が最高 30,000 枚の場合において、良好な複写品を安定して供給できること。
- 17 ウォームアップタイムは 35 秒以下であること。
- 18 ファーストコピータイムが 3.5 秒以下であること。
- 19 100 枚以上の手差しトレイを有し、官製はがきサイズから A3 サイズまでの給紙ができること。
- 20 手差し給紙を除く給紙は、前面給紙方式とし、4 段トレイ（A4、A3、B5、B4）を標準装備すること。また、内 1 段は 2,000 枚以上給紙できる大容量トレイとすること。
- 21 設置スペースは、幅 1,880mm×900mm（本体+オプション）以内とする。
- 22 読み取り速度は上記 2(2)の複写速度以上の速度であること。

（複写サービス料金）

- 23 複写サービス料金は、複写品 1 枚当たりの単価を定める。
- 24 月間最低複写サービス料金又は月間基本複写サービス料金の設定は行わない。

（複写サービス料金の支払い）

- 25 複写サービス料金の支払いは次のとおりとする。
 - (1) 複写サービス料金は、1 カ月間の複写枚数に複写品 1 枚当たりの単価（消費税及び地方消費税の額を含む）を乗じて得た金額（1 円未満の端数は切り捨て）とする。
 - (2) 複写枚数の算出にあたっては、1 カ月間の総複写枚数から、受託者の責めに帰するものと認められる原因で生じた不良複写品及び受託者の技術員が当該複写機器の保守により使用した複写品の枚数を控除するものとする。

（複写機の保守及び消耗品の供給）

- 26 受託者は、複写機が故障した場合は、委託者の請求により、直ちに技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 27 受託者の作業の実施は、委託者の就業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施する場合は、委託者と受託者との協議のうえこれを行うものとする。
- 28 受託者は、受託者の技術員の点検及び巡回または委託者の通知に基づき、複写品質維持のため受託者が必要と認めたときは、感光体、デベロッパー等の消耗品を取り替える

ものとし、また、その他の消耗品（用紙及び販売消耗品を除く）で予備手持ち量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給するものとする。

(その他)

29 供給電力 100V15A以下とする。

30 設置等の費用は本契約の付帯業務として受託者が負担すること。

担当

〒060-8572

札幌市中央区北2条東4丁目

サッポロファクトリー2条館4階

札幌市財政局中央市税事務所納税課

三浦

TEL : 011-211-3912、FAX : 011-211-3088